(5) 原子炉（加圧水型軽水炉を除く。）の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能（ナトリウム冷却型高速炉については、主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能）が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	
(6) 原子炉の運転中にすべての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が五分以上継続すること。	
(7) 原子炉の運転中に非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が五分以上継続すること。	
(8) 原子炉（ナトリウム冷却型高速炉を除く。）の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位（加圧水型軽水炉又は重水減速沸騰軽水冷却型原子炉の停止中にあっては、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する水位）まで低下すること。	
(9) 原子炉（ナトリウム冷却型高速炉に限る。）の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉を冷却するすべての機能が喪失すること。	
(10) 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。	
(11) 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	
ロ 試験研究用原子炉（イに掲げるものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（以下「試験研究用原子炉施設」という。）	(1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失すること。 (2) 原子炉を冷却するすべての機能が喪失すること。 (3) 原子炉制御室が使用できなくなること。
ハ 再処理施設に係る原子炉の運転等のための施設（以下単に「再処理施設」という。）	(1) 再処理施設の運転中にすべての動力電源が喪失し、三十分以内に電源の回復ができないこと。 (2) 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。 (3) 制御室が使用できなくなること。

二　原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。

（放射線測定設備の基準）

第八条　法第十一条第一項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　放射線測定設備は、原子力事業所ごとに当該原子力事業所内に二式以上設置されていること。ただし、原子力事業所内に設置する一式の放射線測定設備は、原子力事業所（大規模原子炉施設又は再処理施設に係るものを除く。）の隣地その他の近隣の場所にある次号から第四号に掲げる基準を満たす放射線測定設備をもって代えることができる。

二　当該放射線測定設備による放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある障害物が当該放射線測定設備の付近に存在していないこと。

三　放射線測定設備の性能は、次に掲げるところによること。

イ　ガンマ線について単位線量当量率（設定した単位時間の放射線量（吸収線量によって検出する場合にあっては一を乗じて得た数値）を一時間当たりの数値に換算したものをいう。）を継続的に測定できるものであること。

ロ　検出された数値があらかじめ設定した値以上である場合において、確実に警報を発することができるものであること。

ハ　測定した数値が正確に検出され、当該数値が確実に記録されるものであること。

四　放射線測定設備の維持は、次に掲げるところによること。

イ　検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とすること。

ロ　放射線測定設備を設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態となっていないこと。

ハ　毎年一回以上定期にその較正を行うこと。

（放射線測定設備の検査）

第九条　法第十一条第五項の規定により放射線測定設備の性能について検査を受けようとする者は、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第五条第一号の届出と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称及び所在地

三　検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要

2　原子力規制委員会は、法第十一条第五項の検査を行い、第八条第三号に規定する基準に適合していると認めたときは、別記様式第三の放射線測定設備検査済証を交付する。

（放射線量の記録等）

第十条　法第十一条第七項の規定による記録及び公表は、放射線量を継続して文書、磁気テープその他の記録媒体に記録し、かつ、その記録に基づいた放射線量を紙面又は画面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

2　前項の規定による記録の保存期間は、一年間とする。

（防災訓練の実施の結果の報告）

第十一条　法第十三条の二第一項の規定による報告は、別記様式第四の報告書によってしなければならない。

（原子力緊急事態の発生を示す事象）

第十二条　令第六条第四項第一号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第五条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる基準に百を乗じて得たものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

2　令第六条第四項第一号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、再処理事業者にあっては、空気中の放射性物質については前項の規定によるものとし、水中の放射性物質については当該放射性物質による実効線量が五ミリシーベルトとなる値を、一回の海洋放出中に検出することとする。

第十三条　令第六条第四項第二号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第六条第二項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に百を乗じて得たものとする。

2　令第六条第四項第二号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。

3　火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第一項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。